

神戸市一時保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、パートタイム就労等女性の就労形態の多様化に伴う断続的な保育、または保護者の傷病等による緊急時の保育需要、核家族化の進行等により保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担感の増大に対応するための一時的保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより児童福祉の増進を図るため、一時保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 非定型保育

家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育する。

(2) 緊急保育

保護者の傷病、入院等緊急かつやむを得ない事由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童を保育する。

(3) リフレッシュ保育

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために児童を保育する。

2 利用可能な日数は次のとおりとする。

(1) 非定型保育

原則として、週あたり平均3日程度とする。

(2) 緊急保育

保育を必要とする事由ごとに、原則としておおむね14日を限度とする。

(3) リフレッシュ保育

原則として、1か月あたり7日を限度とする。

(対象児童)

第3条 事業の対象とする児童は、利用日現在、満1歳から就学前の児童で、認定こども園、認可保育所（園）、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業（以下「認定こども園等」という。）に入園・入所中の者を除いた者とする。ただしやむを得ない理由があると認められる者は事業の対象とするものとする。

(実施形態)

第4条 市長は事業実施にあたり、実施する年度当初に、実施しようとする認定こども園等を以下の型に指定するものとする。

ただし、新設認定こども園等については、認可時に指定する。

(1) A型

非定型保育を中心に、第2条に定めるすべての事業を積極的に実施することにより、できるだけ多くの需要に応えるとともに、他の認定こども園等で対応できない場合には、代替して児童を積極的に受け入れるなど、事業の中心的役割を担うものとする。

(2) B 1型

立地条件等により、A型に比べると保育需要が若干少ないが、基本的にA型と同様の対応を行い、相互に補完することにより、事業の円滑な実施に資する役割を担うものとする。

(3) B 2型

立地条件及び認定こども園等の規模・状況から、非定型保育を積極的に実施するのは難しいが、緊急保育・リフレッシュ保育を中心に可能な限り事業実施を行う役割を担うものとする。

(4) C型

立地条件及び施設の規模から事業の積極的な実施は困難であるが、可能な限り事業実施を行うことにより、地域の保育需要に応える役割を担うものとする。

(5) 余裕活用型

当該施設に係る利用児童数が利用定員数に満たない場合に、その範囲内で事業を実施するものとする。

2 認定こども園等は、それぞれの型ごとに、次のとおり職員配置を行わなければならない。

(1) A型

事業実施時間中、常に最低基準を満たす職員数を配置するとともに、最低1名は保育士の資格を有する常勤職員を配置しなければならない。

(2) B 1型、B 2型、C型及び余裕活用型

事業実施時間中、つねに最低基準を満たす職員数を確保しなければならない。

(型の指定)

第5条 市長は事業実施に先立って、実施年度の前々年10月から前年9月までの事業実績に基づき、以下のとおり型指定を行う。

(1) A型 500人以上

(2) B 1型 300人以上500人未満

(3) B 2型 100人以上300人未満

(4) C型 100人未満

(5) 余裕活用型 利用実績に関わらず、利用児童数が利用定員数を下回る範囲で実施する場合

(利用時間)

第6条

事業の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。

(利用料)

第7条 認定こども園等は、利用料として別表に定める額を徴収するものとする。

(補助)

第8条 事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

第2条 平成18年9月1日から事業を開始するにあたって、保育園に第4条に定める型に指定を行うが、開始時点及び平成19年4月1日の型指定については、第5条の規定にかかわらず、あらかじめ市長が指定するものとする。

第3条 平成18年度当初に、指定を受けて事業を実施している保育園については、平成18年度に限り、従来の要綱による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

利用料（第7条関係）

事業区分	利用料（日額）	
	一 般	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）
非 定 型	2,400円	免 除
緊 急	2,400円	免 除
リフレッシュ	3,600円	3,600円

注1：利用料に飲食代は含まれている。

注2：事業の利用時間が1日4時間を超えない場合の利用料は、上記利用料（日額）の2分の1とする。